

# 川崎病院一般廃棄物収集運搬業務 仕様書

## (仕様書の範囲)

第1条 この仕様書は、川崎市委託契約約款（川崎市委託単価契約約款）第1条に規定する設計図書として、一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下同じ。）の収集運搬業務について定める。

## (受注者の遵守事項)

第2条 受注者は、この契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（以下、「条例」という。）、その他の関係法令を遵守しなければならない。

2 受注者は、一般廃棄物の収集運搬について、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにこれを行わなければならない。

3 受注者は、委託契約期間中、一般廃棄物を川崎市指定処理施設に搬入する際、条例第26条第2項で規定する受入基準に係わる改善指導等を受けた場合には、その内容について発注者に対し速やかに報告しなくてはならない。

## (委託する一般廃棄物の種類及び予定数量及び委託料)

第3条 この契約で発注者が受注者に委託する一般廃棄物の種類、予定数量及び委託料は、次のとおりとする。（ただし、川崎市指定処理施設に搬入する委託料には、川崎市指定処理施設搬入手数料を含む）

一般廃棄物の種類	予定数量	単位	委託料（単価）	単位
事業系一般廃棄物 紙くず・生ごみ・木くず・繊維くず・その他の一般廃棄物	151,830 (カルテ等廃棄分含む)	k g/年		円/k g

2 受注者は、業務完了届に記載した一般廃棄物の収集運搬量から計算した金額を、川崎市委託契約約款（川崎市委託単価契約約款）第14条に基づいて発注者に対し請求し、発注者はこれに基づき委託代金を支払うものとする。

## (収集回数、収集曜日及び収集時間)

第4条 発注者が、受注者に収集運搬を委託する一般廃棄物の収集回数、収集曜日及び収集時間は次のとおりとする。

一般廃棄物の種類	収集回数	収集曜日	収集時間
事業系一般廃棄物 紙くず・生ごみ・木くず・繊維くず・その他の一般廃棄物	週6回	月曜 から 土曜	8時30分頃から午後2時頃の間
事業系一般廃棄物 カルテ等廃棄物	年数回	その都度調整	その都度調整

(委託する業務の内容)

第5条 発注者は、次のとおり第3条に定める一般廃棄物の収集運搬業務を受注者に委託する。

積出地(発生場所)の名称及び所在地	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
一般廃棄物の種類	運搬先(最終目的地)の名称及び所在地
事業系一般廃棄物 紙くず・生ごみ・木くず・繊維くず・その他の一般廃棄物	

2 受注者は、発注者から委託された一般廃棄物の積替え又は保管は行わない。

(委託期間)

第6条 業務の委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

(受注者の事業範囲)

第7条 受注者の事業範囲は次のとおりである。

許可の有効期限	令和 年 月 日
許可の条件	
事業の範囲	収集運搬(保管を除く。)
許可番号	

2 受注者は、前項の事業範囲を証するものとして許可証等の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。

(廃棄物管理票の使用)

第8条 発注者は、廃棄物管理票に記載事項を正確に漏れなく記載し、一般廃棄物を搬出する都度交付する。

受注者は、この廃棄物管理票を一般廃棄物とともに川崎市指定処理施設に提出する。ただし、廃棄物管理票の交付は、日量平均100キログラム以上又は月量平均3トン以上排出する事業場を有する事業者が、川崎市指定処理施設に搬入する場合に限る。

(業務完了届の提出)

第9条 受注者は、収集運搬業務が完了したときは、廃棄物管理票の写しの送付とは別に、川崎市委託単価契約約款第13条に基づく業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 業務完了届は、前月に収集運搬を完了した一般廃棄物の種類及び数量を記載し、毎月10日までに提出するものとする。

(委託契約を解除した場合の処理されない一般廃棄物の取扱いに関する事項)

第10条 川崎市委託単価契約約款第18条から第18条の7までの規定又は法令の規定により契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた一般廃棄物の収集運搬を受注者が完了していないときは、その理由が発注者の責による場合を除き、当該一般廃棄物を受注者の責任で収集運搬した後でなければ、契約を解除することができない。

2 その他、委託契約を解除した場合の取扱いについては、川崎市委託単価契約約款による。

(再委託の禁止)

第11条 受注者は、発注者から委託された一般廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。

(運搬方法)

第12条 受注者は、契約の履行にあたり、一般廃棄物の運搬の際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（以下、「規則」という。）第79条の3に規定する対象自動車の使用及び市内を発着する場合、規則第79条の2で定める環境配慮行動項目の実施に努めるものとする。

(立会い)

第13条 受注者は、発注者から業務遂行時の立会いを求められた場合は、協力しなければならない。また、発注者は立会いを求める場合、事前に受注者へ連絡するものとする。

(感染防止対策)

第14条 業務遂行にあたり、病院という施設の特殊性を考慮し、院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて、作業を行うこと。また、万が一作業員が感染した場合には、病院の指示に従い、当該作業員への処置及び他の者に感染することが無いように感染対策を迅速に講ずること。

なお、これらの処置にかかる費用については、受託者の負担とする。

(その他)

第15条 受注者は、この契約の履行にあたり個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

廃棄物データシート (W D S)

- ※ 本データシートは環境省が作成した「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)で提供されているデータシートに、平成18年度廃棄物処理法改正分を付け加えたものです。
- ※ 本データシートは廃棄物の品質を明示するものであり、排出事業者の責任において作成してください。

(記入者／記入日) 松井俊輔／令和 年 月 日

1	提供年月日	令和 年 月 日 提供					
2	廃棄物名称	事業系一般廃棄物			管理番号	12	
3	排出事業者 (窓口)	名称	川崎市立川崎病院	TEL	044-233-5521	FAX	044-245-9600
		住所	〒210-0013 川崎市川崎区 新川通12-1	部課名	事務局庶務課	担当者	松井俊輔
4	廃棄物種類	<input type="checkbox"/> 燃えがら <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input checked="" type="checkbox"/> 紙くず <input checked="" type="checkbox"/> 木くず <input checked="" type="checkbox"/> 纖維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラス・コンクリート陶磁器くず <input type="checkbox"/> 鉱さい <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 家畜の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃P C B等 <input type="checkbox"/> 有害物質 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (厨芥類)					
5	荷姿	<input checked="" type="checkbox"/> 容器 (ビニール袋及び段ボール等) <input type="checkbox"/> 車両 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
6	数量	スポット	( ) kg · t · リッル · m <sup>3</sup> · 本 · 缶 · 袋 · 個 · 車 · 式				
		継続	(月約 12,653) kg · t · リッル · m <sup>3</sup> · 本 · 缶 · 袋 · 個 · 車 · 式				
7	廃棄物の安定性・反応性	1) 有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機化酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス性 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性				
		2) 品質安定性 経時変化 (有・無)					
8	廃棄物の物理的・化学的性状 (通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項)	形状 ( ) 沸点 ( ) 発火点 ( ) 比重 ( ) 色 ( ) 融点 ( ) pH ( ) 水分 ( ) 臭い ( 厨芥類の腐敗の場合有り ) 引火点 ( ) 粘度 ( ) 発熱量 ( ) その他 ( )					

9	廃棄物の組成・成分情報 (○×又は数値記入) □○×(有無) □分析値 □溶出量 □含有量 □推計値 □不明 単位( ) ※測定している場合は分析表添付 □分析表添付	金属 Li ( × ) 金属 Na ( × ) 金属 Al ( × ) 金属 Mg ( × ) 金属 Cu ( × ) 金属 Ni ( × )	
		アルキル水銀化合物 ( × ) リクロロエチレン ( × )	
		1,3-ジクロロプロパン ( × ) 水銀又はその化合物 ( × )	
		テトラクロロエチレン ( × ) チウラム ( × )	
		カーミクム又はその化合物 ( × ) ヒクロメタン ( × ) シマジン ( × ) 鉛又はその化合物 ( × ) 四塩化炭素 ( × )	
		チオベンカルブ ( × ) 有機磷化合物 ( × )	
		1,2-ジクロロエタン ( × ) ベンゼン ( × )	
		六価クロム ( × ) 1,1-ジクロロエチレン ( × )	
		セレン又はその化合物 ( × ) 硒素又はその化合物 ( × )	
		シス-1,2-ジクロロエチレン ( × ) ダイオキシン類 ( × )	
		シアノ化合物 ( × ) 1,1,1-トリクロロエタン ( × )	
		PCB ( × ) 1,1,2-トリクロロエタン ( × )	
		その他 ( )	
10	取り扱う際の注意事項	1) 安全対策	保護具 <input type="checkbox"/> ガスマスク着用 (ガスマスク種類: ) 、吸収缶種類: ( ) ■手袋着用 ( ) <input type="checkbox"/> 保護めがね着用 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
		2) 異常処置	①応急措置 <input type="checkbox"/> 吸入時 ( ) <input type="checkbox"/> 皮膚付着時 ( 洗浄 ) <input type="checkbox"/> 目に入った場合 ( 洗浄・消毒 ) <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 ( 医療機関へ受診 )
		②漏洩対策	除去方法 ( ) 除去作業に関する注意 ( )
		③火災時の措置	
11	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性、他の廃棄物との混合等によりも含む)	特別注意事項 (有・無)	

12

その他の情報

- ① サンプルの提供の有無 (有  無)
- ② 産業廃棄物の発生工程など (有  無)  
病院運営及び患者給食に伴い発生するもの。
- ③ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品 (有  無)
- ④ 石綿含有産業廃棄物 (有  無)